

マイナンバーカード出張申請受付実施要領

令和3年12月28日策定

1. 目的

この要領は、成田市職員が市内の企業や地域団体等を訪問し、「出張申請方式」によりマイナンバーカードの申請を受け付け、後日、マイナンバーカードを書留郵便等で自宅へ送付することにより、申請及び交付手続きに伴う市民の負担を軽減し、マイナンバーカードの取得を促進することで、市民サービスの向上を図ることを目的とする。

2. 対象団体

原則として次のとおりとする。

- (1) 成田市内に事業所・事務所を置く企業等
- (2) 成田市内の団体（自治会・サークル等）

3. 実施日

平日 午前10時から正午／午後1時から午後3時まで

※実施月は毎年6月から2月の間とする。

4. 実施条件

対象団体が以下の点を承諾すること

- ・申請者が概ね5名以上見込まれること
- ・申し込み団体が申請会場及び机・椅子等の準備ができること
- ・申請会場でモバイルプリンターの電源の確保ができること

5. 出張申請での受付が可能な者

- ・成田市内に住民登録がある者
 - ・申請日から起算して3か月以内に転出の予定がない者
 - ・マイナンバーカードの交付申請を行っていない者
 - ・申請日当日に申請者本人（15歳未満の方及び成年被後見人の方は法定代理人とともに）が申請会場に来られる者
 - ・6に定める本人確認書類等の交付申請に必要な書類を持参・提出できる者
- ※ただし、必要な書類が揃わない場合は、顔写真の撮影のみを行い、後日マイナンバーカードを市役所で交付する。

6. 申請時に持参するもの

- ・通知カード（お持ちの方のみ）
- ・住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）
- ・本人確認書類 A書類 2点 または A書類 1点 + B書類 1点
A書類がない場合は、B書類 2点に加えて通知カードが必要

A書類	官公庁発行の顔写真付きのもの
	運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、障がい者手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 など
B書類	(氏名・生年月日) または (氏名・住所) が記載されているもの
	健康保険証、介護保険証、年金手帳、医療受給者証、学生証 など

※通知カード及び住民基本台帳カードは、申請受付時に回収する。

※本人確認書類が揃わない場合は、市役所でマイナンバーカードを交付する。

7. 申し込みから交付までの流れ

- (1) 成田市市民課と出張申請の日程調整を行う。(仮予約)
- (2) 実施希望日の20日前までに「マイナンバーカード出張申請申込書」に必要事項を記入し、電子メールまたは郵送で市民課に提出する。(本予約)
- (3) 申込団体は「マイナンバーカード出張申請受付のご案内」をホームページからダウンロードし、申請者に申請当日に持参するもの等の周知を行う。
- (4) 申請者は申請当日までに6に定める書類を準備する。
- (5) 当日は、申請者本人が「個人番号カード・電子証明書 暗証番号設定依頼書」を提出し、成田市が用意したタブレット端末で顔写真の撮影を行う。
- (6) 6に定める書類を持参している申請者については、後日出来上がったマイナンバーカードを住所地に書留郵便等で郵送する。6に定める書類を満たさない申請者については、後日、本人確認書類を市役所に持参し交付を受ける。